

文教委員会請願説明資料

令和5年8月21日

件名	頁
(子ども家庭部)	
1 受理番号21	
足立区行政主導ペアレント・メンター事業の再構築と区主導の養成講座の創設を求める請願	2

(教育委員会)

件名	受理番号 21 足立区行政主導ペアレント・メンター事業の再構築と区主導の養成講座の創設を求める請願
所管部課名	こども支援センターげんき支援管理課
請願の要旨	<p>①通常学級に在籍している、発達障がいやグレーゾーンと称される特性を正しく認識し、多様な問題を抱えた子ども達やその保護者に対するきめ細やかな学校での支援を行うべく、通常学級に通わせている保護者の力を最大限に活用できる足立区行政主催のペアレント・メンター養成講座の開設を足立区行政主催として今年度、早急に行うことを求めます。その際に、診断書名や病院に繋がっているかなどの既存の条件を緩和した要求とすることを求めます。(通常学級に通っている多くの保護者対象の支援事業とするためには、新規支援員の要件緩和が必須)。</p> <p>②通常学級に在籍している子の親が支援員として、支援の担い手となる新規事業としての抜本的な見直しを求めます。新たなペアレント・メンター支援員を区が主導で養成し、行政主導・登録制の相談支援事業を新たに展開することを強く要望致します。</p> <p>③足立区として最も費用対効果の悪い事業となっている、足立区ペアレント・メンター事業のプロポーザルの廃止を求めます。</p> <p>④事業実態が受託関係者のみ(我が子とペアレント・メンター支援員関係者)のサービスとなっています。そしてそれに関しては SNS (Facebook 等) で公開されている記事を見た区民からは多数の疑問の声と怒りの声があがっています。公私混同となっており、既得権益化している既存の事業の抜本的見直しとして、青井事務所の家賃補助の廃止と事務所閉鎖を強く求めます。</p> <p>⑤全国的に見ても他の自治体において、一部であっても我が子のみ、支援員関係者に向けた支援事業となってしまった事業については、その事業自体が廃止となっているとお聞きしています。不正な税金の扱いとみなされる事業実態がある以上、早急な事業の廃止を求めます。</p> <p>以上、これらに着眼点を置いた抜本的な是正を図った支援施策の構築を強く求めます。</p>
請願者等	請願文書表のとおり
紹介議員名	長谷川 たかこ議員

内容及び経過	<p>1 ペアレント・メンター事業の現状</p> <p>(1) ペアレント・メンターとは 『メンター』とは信頼できる相談相手という意味 自らも発達障がいのある子どもの養育経験があり、傾聴や発達障がいの基礎知識などの一定の学びをした保護者のこと。専門家とは違う視点で同じ親として葛藤や不安に共感しながら、寄り添いやさまざまな子育ての経験や地域の情報など同じ目線で伝えることができる。</p> <p>(2) ペアレント・メンターの特徴と活動 ペアレント・メンターはその当事者性から、専門機関による支援とは違った以下の特徴がある。 ア 同じような発達障がいのある子どもを育てる親としての高い共感性と寄り添い イ 地域の支援機関とのつながりから得られた信頼できる情報の提供 ウ メンター自らの子育て体験の語りによる孤立感の緩和とエンパワメント</p> <p>(3) 足立区のペアレント・メンター事業（委託事業） ア 個別相談（電話相談、来所相談） イ グループ相談（サポートブック作成、茶話会） ウ 啓発活動（研修講師派遣、講演会など） エ 養成講座及び育成研修、フォローアップ研修 オ ニーズ調査（ニーズに対応する試行的取組）</p> <p>2 足立区での取組の経緯</p> <p>(1) 平成26年度 ペアレント・メンター事業検討開始 (2) 平成27年度 法人化『一般社団法人ねっとワークキング』発足 (3) 平成28年度 委託事業を開始 ※ 現事務所の所在地（足立区青井） (4) 平成31年度 障がい福祉センターから支援管理課へ業務移管 (5) 令和2年度 プロポーザル導入 令和3年1月プロポーザル選考委員会を実施 (6) 令和3年度 令和4年1月評価委員会において継続決定 (7) 令和4年度 令和5年1月評価委員会において継続決定</p> <p>3 ペアレント・メンター養成講座の要件について</p> <p>現在、一般社団法人『ねっとワークキング』は、東京都ペアレントメンター養成研修募集要項に準じ、実施している。令和5年度現在、37名在籍</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>■受講対象者 区市町村において、以下①から③の要件を全て満たす方を紹介願います。 なお、紹介に当たっては、親の会やサークル活動などの団体、支援機関等からの推薦を受けていただくようお願いします</p> <p>① 東京都在住で、上記ペアレントメンターの役割を理解し、東京都ペアレントメンター派遣事業の活動（ボランティア活動となります。）が可能であること。 ② 医師より発達障害の診断（発達障害者支援法の定義における「発達障害」）を受けた子供の子育て経験を有する者であること。 さらに、発達障害の診断を受け概ね2年以上経過し、かつ小学校3年生以上の子供の子育て経験を有する者を原則とする。 ③ 親の会やサークル活動などにおける、相談活動等の経験を有すること。 (東京都ペアレントメンター養成研修募集要項より抜粋)</p> </div>
--------	--